

四日市市立視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第2号

四日市市立視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市立視聴覚センター条例施行規則（平成2年四日市市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第9条関係）			
区分	単位	使用料	備考
プロジェクター	1回1式	<u>1,100円</u>	
ピアノ（グランド）	1回1台	<u>2,200円</u>	調律料は含まず
ピアノ（アップライト）	1回1台	<u>550円</u>	調律料は含まず
備考（略）			

改正前			
別表（第9条関係）			
区分	単位	使用料	備考
プロジェクター	1回1式	<u>1,080円</u>	
<u>OHP</u>	<u>1回1式</u>	<u>1,080円</u>	
<u>書画カメラ（OHC、OHV）</u>	<u>1回1式</u>	<u>1,080円</u>	
<u>録音機</u>	<u>1回1式</u>	<u>1,080円</u>	
ピアノ（グランド）	1回1台	<u>2,160円</u>	調律料は含まず
ピアノ（アップライト）	1回1台	<u>540円</u>	調律料は含まず
備考（略）			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立視聴覚センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立視聴覚センターの使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市立視聴覚センターの使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。